

| 省庁名 | 管理コード   | 規制の特例事項名                         | 該当法令等                                   | 制度の現状  | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策)   | 再検討要請   | 提案主体からの意見 | 提案主体意見 その他 | 措置の分類の見直し | 措置の内容の見直し   | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 提案主体再意見 その他 | 措置の分類の見直し | 措置の内容の見直し | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案管理番号 | 提案主体名           | 構想(プロジェクト)名称                                     | 規制の特例事項の内容 |
|-----|---------|----------------------------------|---|--|-------|-------|--|---|-----------|------------|-----------|---|--------------------|--------|------------|-------------|-----------|-----------|---------------------|----------------|------------|-----------------|--|------------|
| 総務省 | 0430010 | 戸籍謄抄本等戸籍に関する証明書の交付事務を指定管理者に委任可能  | 地方自治法第244条の2                            | 公の施設については、地方公共団体が指定した法人その他の団体にその管理を行わせることができる。   | E     |       | 提案の趣旨は、地方公共団体以外の者に対して各種証明書の交付事務を委託することができることであるから、その可否については各種証明書の交付事務に係る制度も併せて検討すべきである。  | 費者回答では、地方公共団体以外の者に対する証明書の交付事務の委任については、地方公共団体以外の者が権利を行使すべきことであるが、当該事務について委任が可能な場合と認められ、公の施設の指定管理者においても、該法令等の施行に支障を及ぼさないよう、当該事務の委任を受けることができるが、検討し回答されたい。                                      |           |            | E         | 地方自治法に規定される指定管理者制度上の阻害要因はないものと解する。  |                    |        |            |             |           |           | 1009                | 10092010       | 大阪府大東市     | 駅前サービスセンター-民営構想 | 公の施設の指定管理者に限り、戸籍謄抄本等戸籍に関する証明書の交付事務(公証)を委任可能とする。  |            |
| 総務省 | 0430020 | 住民票の写し等交付事務を指定管理者に委任可能           | 住民基本台帳法第12条                             | 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、住民票の写し等の交付を受けることができる。  | C     |       | 住民票の写し等については、住民のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務をほしめとする厳正な職務規律を課す必要があり、本来地方公共団体以外の者が取り扱うべき業務である。また、住民票の写し等の請求の受付、交付は、市町村長が行う公権力の行使であり、市町村長に留保されるべきものである。以上については、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の制定時において整理済みである。                    | 費者回答は、住民のプライバシーに係る事務や公権力の行使に係る事項については、地方公共団体以外の者への委任はできないとの趣旨であるが、その委任の可否についての具体的な基準を示されたい。また、委任できないと認められる事項についても、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置を併せて行うことにより、一定の範囲での委任ができれば、再度検討し、回答されたい。 |           |            | C         | 市町村が行う公権力の行使は市町村長に留保される必要がある。また、住民票の写し等には住民情報が記載されていることから、守秘義務をほしめとする厳正な職務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しうるとはいえない。                |                    |        |            |             |           |           | 1009                | 10092020       | 大阪府大東市     | 駅前サービスセンター-民営構想 | 公の施設の指定管理者に限り、住民票の写し等交付事務(公証)を委任可能とする。           |            |
| 総務省 | 0430030 | 印鑑登録証明書交付事務を指定管理者に委任可能           | 印鑑登録証明書条例第4-1-(1)、(2)                   | 印鑑の登録を受けている者は、登録市町村長に対し印鑑登録証明書の交付を申請する。  | C     |       | 印鑑登録証明書については、住民のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務をほしめとする厳正な職務規律を課す必要があり、本来地方公共団体以外の者が取り扱うべき業務である。また、印鑑登録証明書の請求の受付、交付は、市町村長が行う公権力の行使であり、市町村長に留保されるべきものである。以上については、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の制定時において整理済みである。                    | 費者回答は、住民のプライバシーに係る事務や公権力の行使に係る事項については、地方公共団体以外の者への委任はできないとの趣旨であるが、その委任の可否についての具体的な基準を示されたい。また、委任できないと認められる事項についても、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置を併せて行うことにより、一定の範囲での委任ができれば、再度検討し、回答されたい。 |           |            | C         | 市町村が行う公権力の行使は市町村長に留保される必要がある。また、印鑑登録証明書には住民情報が記載されていることから、守秘義務をほしめとする厳正な職務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しうるとはいえない。                |                    |        |            |             |           |           | 1009                | 10092030       | 大阪府大東市     | 駅前サービスセンター-民営構想 | 公の施設の指定管理者に限り、印鑑登録証明書交付事務(公証)を委任可能とする。           |            |
| 総務省 | 0430040 | 市市民税(所得・課税)証明書の交付事務を指定管理者に委任可能   | 地方税法第208の10、地方税法施行令第6条の2、地方税法施行規則第1条の9  | 地方団体の長は、地方団体の徴収金と納付する債権に係る担保物の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額等の決定を定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に係る市町村民税、地方税法第208の10、地方税法施行令第2条の9  | C     |       | 納税証明書については、納税者のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務をほしめとする厳正な職務規律を課す必要があり、本来地方公共団体以外の者が取り扱うべき業務である。また、納税証明書の請求の受付、交付は、地方団体の長が行う公権力の行使であり、地方団体に留保されるべきものである。以上については、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の制定時において整理済みである。                     | 費者回答は、住民のプライバシーに係る事務や公権力の行使に係る事項については、地方公共団体以外の者への委任はできないとの趣旨であるが、その委任の可否についての具体的な基準を示されたい。また、委任できないと認められる事項についても、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置を併せて行うことにより、一定の範囲での委任ができれば、再度検討し、回答されたい。 |           |            | C         | 地方団体が行う公権力の行使は地方団体の長に留保される必要がある。また、納税証明書には税額等に係る情報が記載されていることから、守秘義務をほしめとする厳正な職務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しうるとはいえない。           |                    |        |            |             |           |           | 1009                | 10092040       | 大阪府大東市     | 駅前サービスセンター-民営構想 | 公の施設の指定管理者に限り、市市民税(所得・課税)証明書の交付事務(公証)を委任可能とする。   |            |
| 総務省 | 0430050 | 固定資産課税台帳記載事項証明書交付事務を指定管理者に委任可能   | 地方税法第208の10、地方税法施行令第6条の2、地方税法施行規則第1条の15 | 地方団体の長は、地方団体の徴収金と納付する債権に係る担保物の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額等の決定を定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に係る市町村民税、地方税法第208の10、地方税法施行令第2条の15 | C     |       | 固定資産課税台帳記載事項証明書については、納税者のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務をほしめとする厳正な職務規律を課す必要があり、本来地方公共団体以外の者が取り扱うべき業務である。また、固定資産課税台帳記載事項証明書の請求の受付、交付は、地方団体の長が行う公権力の行使であり、地方団体に留保されるべきものである。以上については、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の制定時において整理済みである。 | 費者回答は、住民のプライバシーに係る事務や公権力の行使に係る事項については、地方公共団体以外の者への委任はできないとの趣旨であるが、その委任の可否についての具体的な基準を示されたい。また、委任できないと認められる事項についても、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置を併せて行うことにより、一定の範囲での委任ができれば、再度検討し、回答されたい。 |           |            | C         | 地方団体が行う公権力の行使は地方団体の長に留保される必要がある。また、固定資産課税台帳記載事項証明書には税額等に係る情報が記載されていることから、守秘義務をほしめとする厳正な職務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しうるとはいえない。 |                    |        |            |             |           |           | 1009                | 10092050       | 大阪府大東市     | 駅前サービスセンター-民営構想 | 公の施設の指定管理者に限り、固定資産課税台帳記載事項証明書交付事務(公証)を委任可能とする。   |            |
| 総務省 | 0430060 | 納税証明書交付事務を指定管理者に委任可能             | 地方税法第208の10、地方税法施行令第6条の2、地方税法施行規則第1条の9  | 地方団体の長は、地方団体の徴収金と納付する債権に係る担保物の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額等の決定を定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に係る市町村民税、地方税法第208の10               | C     |       | 納税証明書については、納税者のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務をほしめとする厳正な職務規律を課す必要があり、本来地方公共団体以外の者が取り扱うべき業務である。また、納税証明書の請求の受付、交付は、地方団体の長が行う公権力の行使であり、地方団体に留保されるべきものである。以上については、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の制定時において整理済みである。                     | 費者回答は、住民のプライバシーに係る事務や公権力の行使に係る事項については、地方公共団体以外の者への委任はできないとの趣旨であるが、その委任の可否についての具体的な基準を示されたい。また、委任できないと認められる事項についても、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置を併せて行うことにより、一定の範囲での委任ができれば、再度検討し、回答されたい。 |           |            | C         | 地方団体が行う公権力の行使は地方団体の長に留保される必要がある。また、納税証明書には税額等に係る情報が記載されていることから、守秘義務をほしめとする厳正な職務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しうるとはいえない。           |                    |        |            |             |           |           | 1009                | 10092060       | 大阪府大東市     | 駅前サービスセンター-民営構想 | 公の施設の指定管理者に限り、納税証明書交付事務(公証)を委任可能とする。             |            |
| 総務省 | 0430070 | 軽自動車税納税証明書(納税済適用)交付事務を指定管理者に委任可能 | 地方税法第208の10、地方税法施行令第6条の21               | 地方団体の長は、地方団体の徴収金と納付する債権に係る担保物の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額等の決定を定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に係る市町村民税、地方税法第208の10               | C     |       | 納税証明書については、納税者のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務をほしめとする厳正な職務規律を課す必要があり、本来地方公共団体以外の者が取り扱うべき業務である。また、納税証明書の請求の受付、交付は、地方団体の長が行う公権力の行使であり、地方団体に留保されるべきものである。以上については、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の制定時において整理済みである。                     | 費者回答は、住民のプライバシーに係る事務や公権力の行使に係る事項については、地方公共団体以外の者への委任はできないとの趣旨であるが、その委任の可否についての具体的な基準を示されたい。また、委任できないと認められる事項についても、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置を併せて行うことにより、一定の範囲での委任ができれば、再度検討し、回答されたい。 |           |            | C         | 地方団体が行う公権力の行使は地方団体の長に留保される必要がある。また、納税証明書には税額等に係る情報が記載されていることから、守秘義務をほしめとする厳正な職務規律を課す必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しうるとはいえない。           |                    |        |            |             |           |           | 1009                | 10092070       | 大阪府大東市     | 駅前サービスセンター-民営構想 | 公の施設の指定管理者に限り、軽自動車税納税証明書(納税済適用)交付事務(公証)を委任可能とする。 |            |



























| 省庁名 | 管理コード   | 規制の特例事項名                             | 該当法令等                      | 制度の現状   | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策)   | 再検討要請                      | 提案主体からの意見  | 提案主体意見 その他 | 措置の分類の見直し | 措置の内容の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 提案主体再意見 その他 | 措置の分類の見直し | 措置の内容の見直し | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | 構想(プロジェクト)管理番号 | 規制特例提案管理番号 | 提案主体名               | 構想(プロジェクト)の名称        | 規制の特例事項の内容  |   |
|-----|---------|--------------------------------------|----------------------------|---|-------|-------|--|----------------------------|--|------------|-----------|-----------|--------------------|--------|------------|-------------|-----------|-----------|---------------------|----------------|------------|---------------------|----------------------|---|---|
| 総務省 | 0431000 | 消防法の規制緩和                             | 消防法第17条<br>消防法施行令別表第一      | 消防用設備等については、消防法第17条に基づき、消防法施行令第6条及び別表第一に規定する防火対象物に設置し、維持しなければならぬこととされている。   | C     |       | 特段の対応はしない。<br>要望内容が407と同程度のものであれば、現行の特例措置407の特例措置にて対応済み、407以上の特例措置の緩和は困難。  |                            |  |            |           |           |                    |        |            |             |           |           |                     | 1263           | 12631040   | 青森県八戸市、(仮)NPO法人 農援隊 | はちのへ農援隊 特別区構想        | ・グリーンツーリズム実施にあたり、消防設備等の簡易化により、農家民宿を可能にする。   |   |
| 総務省 | 0431010 | 民家への宿泊に対する旅館業法の適用除外                  | 消防法第17条<br>消防法施行令別表第一      | 旅館業法の適用については、消防法第17条に基き、消防法施行令第6条及び別表第一に規定する防火対象物に設置し、維持しなければならぬこととされている。   | C     |       | 旅館業法の適用除外については、当庁において措置不可である。<br>なお、構造改善特別区域に係る農家民宿における消防用設備等に係る消防法等の規定に対する柔軟な対応については、(平成15年3月26日消防予第90号)の通知の要件を満たす農家民宿等については、誘導灯、誘導標識及び消防用設備へ通報する火災報知設備の設置を要しないこととすることができることを念のため申し添える。                                 | 右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。 | 現行の特別区域においては、誘導灯、誘導標識及び消防用設備へ通報する火災報知設備の設置を要しないこととされているが、消防法施行令第百条の三によりカーテン等の防火措置については建築基準法に基づき、現行の民家ではこうした設備は必要なく、建築基準法により防火安全性は確保されているものと見られるが、農林漁業体験も行う場合は、民家に新たな負担を求めることになり得る。特に適用対象について、どのような規制緩和が行われているか、具体的な防火安全基準を示したければ、今後の提案の参考とさせていただきます。 |            |           |           |                    |        |            |             |           |           |                     |                | 1574       | 15741010            | 静岡県豊田市               | 民泊で健康グリーンツーリズム  | 観光客に誘う旅館業法の一環としての民家への宿泊は、旅館業法で規定する設備の整備は必要である。旅館業法(誘導灯及び誘導標識)の適用除外については、農家民宿等において、誘導灯、誘導標識及び消防用設備等に係る消防法等の規定に対する柔軟な対応については、(平成15年3月26日消防予第90号)の通知の要件を満たす農家民宿等については、誘導灯、誘導標識及び消防用設備へ通報する火災報知設備の設置を要しないこととすることができることを念のため申し添える。 |
| 総務省 | 0431020 | 一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学についての消防法の緩和     | 消防法第17条<br>消防法施行令別表第一      | 消防用設備等については、消防法第17条に基き、消防法施行令第6条及び別表第一に規定する防火対象物に設置し、維持しなければならぬこととされている。大学については別表第一において(七)に区分されている。   | C     |       | 特区として対応不可<br>消防法施行令(以下「法令」といふ)別表第一の区分については、建築物の構造上の要件ではなく当該建築物の用途に応じてなされているものである。その用途の判定は、その用途を所管する消防機関より、使用実態等を十分踏まえて行われているのが現状である。<br>また、本要望の対象となっている株式会社大学についても、実態は、現在7層として消防用設備等に係る技術基準が適用されている各種学校と大きな相違点はないと考えられる。 | 右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。 | 株式会社大学は株式会社から他の大学と異なる基準を適用すべきであるが、その用途を所管する消防機関より、使用実態等を十分踏まえて行われているのが現状である。また、本要望の対象となっている株式会社大学についても、実態は、現在7層として消防用設備等に係る技術基準が適用されている各種学校と大きな相違点はないと考えられる。   |            |           |           |                    |        |            |             |           |           |                     | 1592           | 15921020   | 株式会社 東京リーガルマインド     | 株式会社大学特区             | 一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学については、消防法施行令別表第一(七)の規定の「大学」から除外し、消防法施行令別表第一(十五)の「その他の事業場」に含まれるとする。   |   |
| 総務省 | 0431030 | 一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学についての消防法の緩和     | 消防法第17条<br>消防法施行令別表第一      | 消防用設備等については、消防法第17条に基き、消防法施行令第6条及び別表第一に規定する防火対象物に設置し、維持しなければならぬこととされている。大学については別表第一において(七)に区分されている。   | C     |       | 特区として対応不可<br>消防法施行令(以下「法令」といふ)別表第一の区分については、建築物の構造上の要件ではなく当該建築物の用途に応じてなされているものである。その用途の判定は、その用途を所管する消防機関より、使用実態等を十分踏まえて行われているのが現状である。<br>また、本要望の対象となっている株式会社大学についても、実態は、現在7層として消防用設備等に係る技術基準が適用されている各種学校と大きな相違点はないと考えられる。 | 右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。 | 株式会社大学は株式会社から他の大学と異なる基準を適用すべきであるが、その用途を所管する消防機関より、使用実態等を十分踏まえて行われているのが現状である。また、本要望の対象となっている株式会社大学についても、実態は、現在7層として消防用設備等に係る技術基準が適用されている各種学校と大きな相違点はないと考えられる。   |            |           |           |                    |        |            |             |           |           |                     | 5064           | 50640002   | 株式会社 東京リーガルマインド     | 株式会社大学特区             | 消防法施行令別表第一(七)の規定を「大学」から除外し、消防法施行令別表第一(十五)の規定を「その他の事業場」から除外し、消防法施行令別表第一(七)の規定の「大学」から除外し、消防法施行令別表第一(十五)の「その他の事業場」に含まれるとする。                          |   |
| 総務省 | 0431040 | 市町村・NPOの旅行業(農家による民宿を含む)の開催に係る消防設備の緩和 | 消防法第17条<br>消防法施行令第六條及び別表第一 | 消防用設備等については、消防法第17条に基き、消防法施行令第6条及び別表第一に規定する防火対象物に設置し、維持しなければならぬこととされている。市町村については別表第一において(七)に区分されている。また、農家民宿については、特別措置407で農家民宿における簡易な消防用設備等の取組事項として規定していることとされている。 | C     |       | 特区として対応不可とする。<br>市町村及びNPOが、新たに開催する公共施設等の遊技施設を利用した消防設備については、特別措置407の要件を満たすもの以外は、その規模・構造等に応じて消防法施行令の規定に基づく消防用設備等の設置及び維持が必要である。   |                            |  |            |           |           |                    |        |            |             |           |           |                     | 1216           | 12162020   | 那須野ヶ原土地改良区連合        | 人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト | 同区内において、消防法施行令による消防設備の簡易化を要します。<br>(但し)市町村・NPOが、新たに開催する公共施設等の遊技施設を利用した消防設備については、特別措置407の要件を満たすもの以外は、その規模・構造等に応じて消防法施行令の規定に基づく消防用設備等の設置及び維持が必要である。 |   |
| 総務省 | 0431050 | 特区特定事業土地開発公社の所有する土地の用途変更             | 構造改善特別区域法施行令第7条            | 公社の所有する土地造成専用用地であったり、特区内に所在するものを、工業、業務、市街の再開発等の用に供するために、用途変更することができる。都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与するとして認定を受けたときは、事業計画を策定し、実施することができる。  | B-1   |       | 平成16年度中に、公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条第3項を改正し、土地開発公社の所有する造成地の買収事業について、全面一律に実施できるように措置する。   |                            |  |            |           |           |                    |        |            |             |           |           |                     | 5096           | 50960002   | 千葉県                 |                      | 構造改善特区による特例(403)となっており、土地開発公社の所有する「公有地の拡大の推進に関する法律」第7条第3項の規定により指定した土地の買収について、整備計画を策定し、実施することができる。   |   |